

しっとく 知っ得♥消費生活ニュース

消費者を欺く「ダークパターン」を知ろう！

アプリやウェブサイトを使っていて、意図せず商品を購入してしまった、解約しようとしてもなかなかできなかったなどの経験はありませんか？ これは、「ダークパターン」によるものと思われ、ユーザーを騙し勘違いさせるようなデザインでより多くのお金を使わせようとしたり、個人情報などを不正取得したりするなどの問題があります。

ダークパターンを知って、騙されないようにしましょう。

＜ダークパターンの例＞

●強制登録

会員登録の必要がないにも関わらず、強制されたり思い込まされたりする

●解約などの妨害

簡単に契約できたのに、解約時にはアプリをダウンロードさせるなど困難な方法を取らせる

●必要な情報が不明瞭

「全額保証」と強調する一方で実は詳細な条件があり、その表示が不明瞭

●執拗な繰り返し

事業者にとって都合のよい行為を消費者が行うように、繰り返し表示させる

●「No.1」表示や高満足度

No.1や満足度を大きく表示する一方、但し書きを小さくすることで売上げや性能を誤認させる

●不当参照価格

通常価格より大幅に割り引いているかのように強調する



(消費者庁 HP より)

＜対応のコツ＞

●ダークパターンがあることを知る

巧妙につくってあるため、気づかずに行動を変えられてしまいます

●感情に左右されず、落ち着いて対応する

売り切れになるかもしれないと焦ったり、情報をよく見ないで決済したりしないようにしましょう

本当？



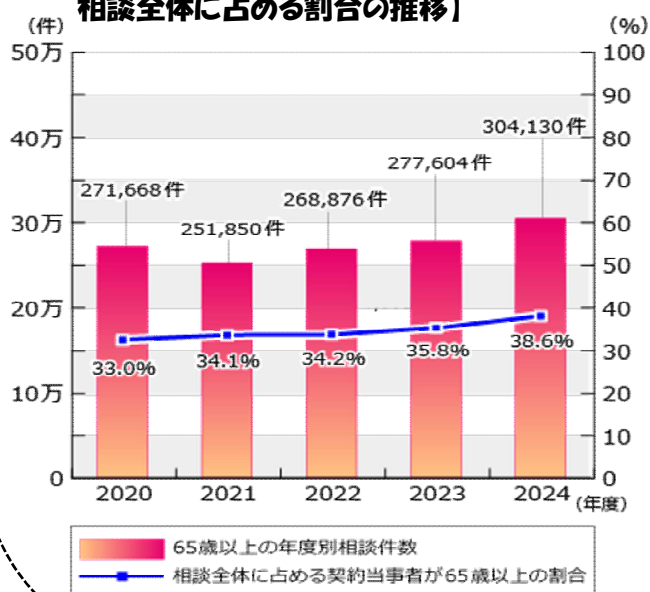
みんなで、身近な高齢者を見守りましょう！

「2024 年度全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が 65 歳以上の相談状況」によると、相談件数は増加傾向で、不審なメールや電話、定期購入の相談が多く寄せられています。

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、不審な人の出入りや困った様子はないかなど、身近にいる周りの方が変化にいち早く気づくことが重要です。みんなで身近な高齢者を見守りましょう。



【契約当事者が 65 歳以上の年度別相談件数と相談全体に占める割合の推移】



(国民生活センターHP より)

- ・相談件数は 304,130 件で昨年より約 26,500 件増加しました
- ・全体に占める割合も年々増加し、38.6%でした
- ・商品・役務別にみると、「商品一般」(不審なメールや電話等)「化粧品」「健康食品」「医薬品類」が上位となっています
- ・販売購入形態別にみると、65~69 歳は通信販売が多い一方で、80 歳以上は訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入販売の割合が多くなっています

鳥取県消費生活センター 多重債務・法律相談会 (10 月・11 月/中部会場)

弁護士による無料相談です。
秘密は厳守しますので、安心して
ご相談ください。(事前予約制)

開催日時：10 月 17 日(金)

11 月 21 日(金)

時間：午後 1 時半～3 時

場所：倉吉交流プラザ

第 1・2 研修室

【申込み・問い合わせ先】
中部消費生活センター



【消費生活に関する相談】

中部消費生活センター ☎ 0858-22-3000

相談時間：火曜日～土曜日／AM9時～PM5時30分

月曜日・祝日の翌日／AM8時30分～PM5時(電話相談のみ)

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや!)

